

第13回協議会 7月8日（火）



小委員会の模様

場所
波野村／体育館

協議事項

○小委員会報告

松永委員長から、概要について各町村意見を出し合い、次回以降に検討、調整案としてまとめていくことを報告しました。

○協議第三十九号 防災関係事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第四十三号 上・下水道事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第四十一号 高齢者福祉事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第三十七号 条例・規則等の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第四十号 公共的団体等の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第四十一号 障害者福祉事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

提案事項

①環境対策事業の取扱いについて

一部修正を加え、案のとおり承認されました。

②農林水産関係事業の取扱いについて

阿蘇町の委員から交通災害共済制度について、行政が行うのではなく他の団体等に任せた方が良いのではないかといった意見が出され、事務量や団体の性格等をもう少し調べた上で次回再協議することとされました。

産山村の委員から、防災無線の現行施設が耐用年数を過ぎており、住民に迷惑をかけることから、合併までの間に改修をしたいとの意見が出され、財政上の手当てが出来たものについて、更新を否定する趣旨ではないことを事務局から報告しました。

③商工観光関係事業の取扱いについて

これららの意見を踏まえ、部会に戻し検討した上で、再度協議することとしました。

④商工観光関係事業の取扱いについて

波野村の委員からは、水道使用料については合併までに調整をつけたいとの希望が出されました。

⑤商工観光関係事業の取扱いについて

工場誘致奨励条例や企業誘致事業については、合併までに調整し新市においても新たに制度を設けるものとしています。

⑥融資制度について

融資制度については、新市において新たな制度を設けるものとしています。

⑦商工会及び観光協会の統合について

商工会及び観光協会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら進めざして、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづくりを進めます。そのため、合併時に自然環境保全のための条例を制定することとしています。